

今こそ「ともに生きる教育を」～ 「ゆたかな学び」としての学校づくり研究委員会(2021)報告

平野智之 (追手門学院大学)

国連から問われた「インクルーシブ教育」

2022年9月9日、国連の障害者権利委員会は8月に実施した日本政府への審査を踏まえ、日本政府の政策の改善点について勧告を発表した。

「特別支援教育を巡っては、通常教育に加われない障害児があり、分けられた状態が長く続いていることに懸念を表明。分離教育の中止に向け、障害の有無にかかわらず共に学ぶ『インクルーシブ教育』に関する国の行動計画を作るよう求めた」(2022.9.9共同通信電子版)とニュースでも取り上げられている。

勧告では、「すべての障害のある幼児児童生徒が、すべての教育段階において合理的配慮と必要な個別的な支援を受けられることを保障するために、質の高いインクルーシブ教育に関する具体的な目標、スケジュール、十分な予算を含めた国家行動計画を採用すること」と、政府の政策責任を明確に指摘した。

さらに「障害のあるすべての子どもたちの通常の学校へのアクセスを確保し、通常の学校が障害のある幼児児童生徒の通常の学校への在籍を拒否することを許さないための「非拒絶」条項と政策を導入し、特別支援学級に関する通知を撤回すること」とあり、文科省による2022年4月27日「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」の撤回を求めるなど具体的な勧告内容となっている。

国際的な人権の水準とそれを具現化した実効性ある条約によって、日本政府が進める「分離教育」の誤りが世界的に問われているのである。

この勧告が出された背景として、「ともに学ぶ教育」を求める子どもや保護者の要求や願いがある。

8月22日、23日に国連欧州本部で日本政府が初めて受けた審査に合わせ、100人に及ぶ日本の障害者や家族、支援者が現地に渡航した。他国と比べ異例の多人数で、国連も驚くほどだったという。

「インクルーシブ教育」の名のもとに個別支援への「選択」を迫られてきた当事者たちは、公共的な学びから切り離されたその怒りや思いを行動に表した

のである。その要望が反映された勧告だといえるだろう。

「インクルーシブ教育」とゆたかな学び

「分ける教育」を是とする「インクルーシブ教育」の充実に抗する実践はどのような理念や方法をもって構築することが可能なのか。2021年度「ゆたかな学び」としての学校づくり研究委員会(以下「学び研」)では1年間にわたって議論を行ない、報告書『今こそ「ともに生きる」教育をー「インクルーシブ教育」を問い直す』を昨年12月にまとめた。その内容紹介を行いながら、国連勧告をきっかけに改めて私たち自身が「インクルーシブ教育」を問う方向や意味を述べていきたい。

ちょうど十年前の教育総研の「インクルーシブ教育推進研究プロジェクトチーム」の報告書(2012年9月)では次のような危機感が出されていた。

「文部科学省はインクルーシブ教育の理念には賛意を表わしつつも、特別支援教育を手離す気は全くないようである。特別支援教育の充実にによって日本型インクルーシブ教育制度を作り上げようとしているようである」(『共生のインクルーシブ教育へ 私たちの考え方』2012年9月)。

その後の状況は十年経ってどうであったか。

周知の通り、2014年に日本は障害者権利条約を批准し、そのための国内法の整備として、2016年の障害者差別解消法の施行によって合理的配慮が義務付けられた。その中の実態として「分ける」教育が進められてきたのである。

「学び研」では、差別解消法施行の2016年から今まで全国を講演活動等で回られ、現場を見てこられた元大空小学校校長木村泰子委員から「インクルーシブ教育」への危惧が次のように語られた。

インクルーシブ教育をどの声に「分ける教育」を推進し特別支援教育を充実させることがその成果だと自負している学校現場が多いことに驚きをかくせない。特別支援教育を「医学モデル」で語る専門家